

平成 29 年度 中国・四国ブロック
青少年育成アドバイザー連合会

総 会 議 案 書

日時：平成 29 年 5 月 20 日(土)14:00～15:00

場所：香川県青年センター別館会議室
〒769-0102 香川県高松市国分寺町国分1009番地
TEL 087-874-0713 FAX087-874-5503

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. あいさつ
3. 議長選出
4. 議事
 - 1) 第1号議案「平成28年度事業報告」
 - 2) 第2号議案「平成28年度運動の総括と事業報告(案)」
 - 3) 第3号議案「平成28年度決算報告」
 - 4) 第4号議案「平成28年度監査報告」
 - 5) 第5号議案「役員改選(案)」
 - 6) 第6号議案「平成29年度事業計画(案)」
 - 7) 第7号議案「平成29年度運動方針と事業計画(案)」
 - 8) 第8号議案「平成29年度予算(案)」
 - 9) 第9号議案「平成30年度第24回研究集会」
 - 10) 第10号議案「平成31年度第25回研究集会」
5. 議長解任
6. 閉会のことば

研修会

演題「子どもとの心をつなぐコミュニケーション」

講師 元香川大学教育学部教授 保健管理センター所長

小柳 晴生(おやなぎ はるお)氏

研修会后 「情報モラル啓発活動」 紙芝居 上演

峠 テル子氏

第1号議案

平成 28 年度 事業報告

・全国青少年育成強調月間 11 月

事業項目	期 日	場 所	内 容
第 21 回定期総 会	28 年 5 月 21 日 (土) 13:00～14:30	広島県広島市 東区区民文化センター	* 総会 ・議案審議 * 研修会
第 22 回研究集 会	28 年 5 月 21 日 (土) 14:30～15:30	広島県広島市 東区区民文化センター	夢配達人 琴づくり 川崎みつ子先生
三役会議			
第 2 回役員会	28 年 10 月 18 日 (火)	高知市文化プラザかるぼーと 9 階 第 1 会議室	・全日本連合会協議 事項について

【平成 28 年度 中国・四国各県総会】

県名	期 日	県名	期 日
山口県	28 年 月 日	高知県	28 年 月 日
島根県	28 年 月 日	徳島県	28 年 4 月 23 日
広島県	28 年 5 月 21 日	愛媛県	28 年 4 月 9 日
鳥取県	28 年 6 月 4 日	香川県	28 年 5 月 28 日
岡山県	28 年 月 日		

第2号議案

平成28年度運動の総括と事業報告（案）について

はじめに

広島市での28年度総会で、全日本アド連と連帯して運動を進めるため、新しく全日本に準じた運動方針や事業計画とことを決定した。

九州ブロックから合同研究集会を解消するとの通知があり、変則的ではあったが、中四国ブロック研究集会と併せての総会となった。

以降、全日本の総括を引用しながら、本会の方針と事業計画に沿って、本年度の総括と事業報告を行うものとする。

I、28運動の総括

1 青少年育成の基本目標について

本会結成20周年、私たちの運動に社会的な責任を自覚し、新たなスタートを始めるということもあり、昭和41年4月、国民会議結成の際の決意文の趣旨を本会の基本目標として再確認した。育成運動とは何かが問われ、青少年問題が多様化する中で、目指す方向を見失いがちな今日、会員意識の中に目標を明確に示した意義は大きい。

まだまだ定着しているとは云いきれず今後とも、会員と関係者への啓発が必要である。

2、現状の認識と課題について

(1) 青少年を取り巻く社会

20周年を記念して新たなスタートを始めるにあたり、「社会を写す鏡が青少年である」とあるとの認識から、新しく我々なりに「青少年を取り巻く社会」を、

- ①経済最優先の競争社会が～社会規範・倫理・人間性喪失の社会をも創り出していること。

②自由・平等・平和を理念とする民主主義社会が～時に利己的になり、共同体社会をこわして、孤立した個人生活中心の社会となり～家庭・地域社会・コミュニティーの崩壊した社会を創り出していること。

③国際化・情報化・技術化社会が～激しい競争の中で、長所と短所が複雑に入り混じって非常に危険性をはらんでいること。

④少子・高齢化・過疎化（都市集中）・核家族化社会～活力が失われ、課題山積の社会であること、と把握した。

それだけに「人づくり（我づくり）を積み上げて社会（地域）づくり、国づくりを」のスローガンの重要性が啓発できたものとするが、会員個々に理解が浸透する所までには至っていない。

急激な変化を遂げ続ける現代社会であるだけに、今後とも、青少年を取り巻く社会の姿を我々なりに把握しながら共通認識の下で運動することは重要であるとする。

（２）青少年の現状について

規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめを原因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られるとして、私達なりに、それを少しでも解消するため、新しく「子どもが伸びるチャンスを活かそう」と家庭や地域社会の取り組みを提唱した意義は大きい。

しかし、具体的な事業・活動への取り組みは弱く、今後とも課題を明確に持ち、それを我らの運動の原動力とする必要がある。

（３）組織の現状について

今日、青少年育成アドバイザーは、1,300余名の方々が都道府県アドバイザー組織に加入し活動をしているが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の役職や団体で活動している人が多く、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられることから、初めて実態調査を実施した。（詳細は別紙のとおり）

有資格者は相当数存在するものの、活動する会員は減少傾向があり、回答の無い組織まであり、正確にはつかみ切れなかった。会員個人の活動は行われているものの、組織的な活動が弱い事も明らかになった。

しかし、養成講座により新しい会員を仲間に入れた県アド会は、会員数が増え活性化が生まれ、新たな担い手として活躍していることが確認できた。

今後は、情報網を強化して、更なる啓発に努め、全日本の共通目標を徹底して行動する都道府県組織への転換を図る必要がある。

(4) 青少年育成運動の経過について

長年運動を継続する中で、都道府県民会議や市町村民会議がマンネリ化を生じている状況を、見直すことを提唱したが、国民会議が解散して7年も経過して、弱体化している実態の中で、本会の影響力が弱かったり、本会との結びつきが無かったりして浸透しきれていないのが現実である。

しかし、新たに県民会議との結びつきを強めて、内閣府の研修会に参加できた組織もあり、一步前進できたところもある。

今後とも共通の目標である、基本目標の実現を目指すため、見直しと活性化に向けて粘り強く働きかけをしていく必要があると考える。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割について

役割を明確に示す事ができたが、その理解は徐々にしか進んでいないような現状である。しかし、養成講座では、これがアドの役割として説明し、新たなアドを目指す受講生には徹底できたものと考え。今後ともアドとしての自覚を高め、自分の中でのアド運動の優先順位をアップし、周囲にその役割を更に理解して頂けるよう、自己研鑽に励み、ひたすら実践することが重要である。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成について

昨年度から、入門編（仮称入門コース）・認定編（全日本コース）の2段階で養成を図ることとし、愛媛、鳥取、に加えて、28年度は徳島で入門編の講座に取り組むことができた。

更に、全日本コースを東京アド会を主管県とし、昨年度に続き県民会議連合会の協力や内閣府統括官の後援。新しく独立行政法人国立青少年教育振興機構・一般社団法人全国社会教育委員連合会・NPO生涯学習町づくり協会など多

くの後援をいただいて開催。38名の新規受講生（内、鳥取1名、愛媛5名）と22名の既会員がフォローアップの為に参加し、一部講座受講を含めると計63名で実施できた。

若い青年の受講生や市議会議員、後援団体の町づくり協会や社会教育委員の参加もあり、非常に充実した内容で、同期生会が発足するなど、多くの成果を上げて終了。今後の新アドバイザーとしての活躍が期待される。今後も仲間を増やすため、各県やブロックでの地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援し、全日本コースの受講希望者の増大を図ることに努めることが重要である。また、今後は参加できない人への通信教育や、参加費を軽減するためにも財源の確保を検討する必要がある。

（7）子供・若者育成支援推進法との関係について

内閣府主催の中央・各ブロック研修会に積極的に参加して、国の施策や先進的な活動事例を学習した。養成講座では、28年2月に改定された子供・若者育成推進大綱について学習した。しかし、各県などの地域協議会設立や、市町村での推進計画に具体的に参画した報告は得られず、今後の課題となった。今後も内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我らもこれに参画していくことが重要と考える。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定要望運動を継続したが、大きな進展が見られず、今後、関係団体とも連携し、運動を強化する必要がある。

3、重点運動方針に関する総括

青少年の現状と課題を踏まえ次の3点を重点方針に掲げて運動を進めてきたので、その経過を報告し、以下のとおり総括する。

- ・「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進をします。
- ・各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- ・組織の連帯を強化し、会員の拡大と活性化に努めます。

{具体的な内容}

(1) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進をします。

提唱2年目となり、ようやくスローガンとしては、組織の中に浸透しつつあり、各ブロックや各県の運動方針、関係資料や本会各組織の封筒などに啓発されるようになってきた。札幌では具体的に各事業の中に、参画型を導入して、各事業の企画段階から運営まで、できるだけ子供たちの出番をつくるのが試行されている。今後とも、運動の内容を補強・改善しながら、各ブロックや各県の重点方針にあげて、具体的な実践を積み重ねる必要がある。

(2) ・各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。

(旧) 国民会議並びに県民会議創立50周年を捉えて「このままで良いか？」と視点で育成運動を見直し、新しく「子どもが伸びるチャンスを活かす(増やす・創る)運動」を提唱し推進してきた。全体的には、道府県民会議や市町村民会議とつながりの弱い組織もあり浸透が図れたとは云い難い。しかし、以前よりもつながりが深く緊密になってきており、一定の前進が図れた年と言えよう。今後も一層強く提唱・推進していく必要がある。以下、項目に沿って報告する。

1) アドバイザー自身の活動を見直します。

① 県アド連(協)の活動はこのままでよいか?を検討してきた。

後述する、組織調査とも関連して、自らの組織活動の在り方を検討し、①自分自身にとってアドバイザーとは何か?②会員個人としての活動はあるが、県組織としての独立した事業や活動は構築できないか、などの検討が始まっており、今後も継続して見直しを進めることが重要である。

2) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ります。

① アドバイザーは、市町村民会議会員として、市町村の育成運動に積極的に参画することを提唱したが、会員として参加している個人は非常に少ないのが現状である。まずは、住所地の活動の現状を把握し、そこに参加することから始めなければならない。

ア) 本会が推進する次の運動を提唱し、市町村民会議での運動を展開することを目指したが、参加しなければ、「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の

提唱・推進はできない。今後とも粘り強く参加奨励し、発言の機会作りから始める必要がある。

- ② 従来からの組織・運動を見直すことについては、後述するが、組織調査を実施し大まかではあるが現状の把握はできた。これに基づき、今後の具体的な取り組み方を検討することとする。
- ③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をしました。
具体的には事業報告で行うが、シール（大・小）缶バッジを作成し、啓発・推進を図った。のぼり旗も作成し、申込み受付中である。今後も継続して実施し、定着を図ることが重要である。

3) 各県アド連と各県民会議との関係見直しと連携強化を図ります。

- ① 町村民会議への対応と同様に、創立50周年を契機に県民会議運動の見直し運動を推進することとしたが、組織調査によって、結びつきの弱い組織があることも分かってきた。しかし、大半の組織は県民会議に加盟し、役員にも加わって、役割を果たしており、内閣府の研修会にも新たに参加できた組織も生まれてきた。今後も更なる連携を強化して、育成運動の見直し、「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の推進など活性化を図るための役割を果たしていく必要がある。
- ② 県民会議連合会への加入を奨励・推進してきたが、「加入するメリットが無い」と県民会議から云われて、これに応えることができなかったことは極めて残念である。今後は、この現状を踏まえて、県民会議連合会との意思疎通を図り、この課題への対応策を検討する必要がある。

4) 県民会議連合会との連携を強化する

- ① 20回大会に八村会長に来賓としておいでいただいた他、養成講座の協力を得て、参加者の拡大に繋げる事ができた。未加入県民会議へ加入の働きかけをし、前述のとおり加盟県の拡大に、協力してきたが、残念ながら成果は上がっていない。また、連合会側も積極的な働きかけができる状況には無く、我らへの期待が大きくなっている。それだけに、連合会の魅力づくりに我らが力を注ぐことも必要と考える。

- ② 共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すこととしたが、連合会側には、その余力が無さそうである。我らの要望書には「県民会議連合会」にも触れて、国民運動の再興を目指しており、共に要望運動をすることを要請する必要がある。
- ③ 国民運動50周年を記念して、育成運動の標語募集を行う事としていたが、内閣府が行った為、これへの協力を行うこととし「子どもが伸びるチャンスを活かそう」他応募したが入選・採用には至らず「支えよう 輝くひとの 夢みらい」が入選となり、強調月間のスローガンとなった。

(3) 組織の連帯を強化し会員の拡大と活性化に努めます。

各ブロックや各県組織との連携を強化するため、情報の交流を緊密にすると共に、運動や組織にどのような課題があるのか、自ら「このままで良いか？」の視点に立って、昨年度に引き続き3つの専門委員会を継続し、正副委員長会を理事会に併せて開催した。

以下、委員会の概要を報告する。(詳細は別紙のとおり)

1) 基本問題検討委員会

① 多くの検討項目があるが、まずは組織の実態調査が必要と考え、県組織や活動の概要、県民会議との連携内容を調べる為、調査票を送付して、回答を要請した。全日本加盟県の2/3から回答があり1/3は無回答であった。活動は会員研修が中心で、県民会議への参加も大半が行っているが、全体的に会員が少なく高齢化しており、会員以外に向けた独自の事業は少なかった。しかし、「養成講座(入門編)」を実施し始めて、活気が生まれてきている。(総括表は別紙のとおり)

又、中四国ブロックでは、回答を頂けない県が4県もあり、課題を残す結果となった。何故なのか、その原因を解消していく努力が求められている。

② 連絡票作成のため、会長と事務局の所在地、電話・FAX, 更にメールアドレスを調査し、殆どの加入組織から、回答を得て、組織名簿を作成することができた。今後の活用が楽しみである。(別紙のとおり)

③規約については、現規約を尊重し、組織の無い所の賛助会員制度活用、総会を正会員（県アド会長）だけの総会とはしない方法の検討が必要と考える。

④その他の課題の

- ・ 青少年問題とアド連の役割～基本認識と運動方針の再検討
- ・ 市町村民会議・県民会議・県民会議等連合会との連帯
- ・ 未加入組織の加入促進（含む九州ブロック）方策の検討
- ・ 資格会員の加入促進方策の検討

については、検討できず、今後も継続して検討をする必要がある。

2) 後継者養成委員会

入門講座は昨年に引き続き、愛媛、鳥取が開催し、今年度新たに、徳島が開催した。（宮城には会長が講師として参加）。

全日本の認定コースも前記の総括概要のとおり、本会に本委員会委員が中心となって実行委員会を設置して、東京で実施。（詳細は、別紙委員会報告書のとおり）

また、昨年度の愛知県での受講者で今年度に認定申請のあった6名を認定審査会において新規にアドバイザーとして認定した。

今後とも安定して継続できるよう、更なる検討を加えながら実施していく必要がある。

特に、入門講座の開催できない処について、通信講座の実施を行うなど、検討をすることが重要である。

3) 広報・運営委員会

認知度が低いと云われる我らの運動（活動・事業）を広く理解頂き、育成運動の発展を図る為に、情報を収集して公開し、仲間との共有を図った。特に、HPの活用と啓発グッズを作成して頒布したり、NPO法人化に向けて議論を深め、運動の前進を図ることができた年と云えよう。以下、簡単に項目ごとに報告する。

（詳細は別紙委員会報告のとおり）

①ホームページを積極的に活用し、更新に努めた。

②また、アド連だより、も計画通り発刊し、郵送希望の組織に対しては送付して活動の周知に努めた。

- ③名刺の活用について、共通の台紙を作成して啓発した。利用が少なく今後も継続して活用を奨励したい。
- ④「ありがとう一日100回運動」や運動の周知啓発については、シールや缶バッジ、のぼり旗を作成して、頒布した。
- ⑤NPO法人化について検討し、各ブロックや県組織にも資料を作成配布して、検討を行った。課題が多く、現時点では時期尚早ではないかとの消極的な意見が多く出されている。
- ⑥運動（活動・事業）資金については、NPO法人化すると、寄付金が得られやすくなることは理解できたが、どのような事業を実施するかが、明確でなく、資金確保のための根拠となる資料が乏しいことも課題となった。

①～④については、今後も継続して、より一層啓発に努め情報の共有と切磋琢磨による運動の活性化を図ることとする。

⑤～⑥については、課題解決の方策を探る為、更なる検討を続け、安定した資金の確保と活発な事業実施を行うことのできるNPO法人化組織に発展することを目指す必要がある。

4、地域育成課題の取り組みと運動の継続について

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き取り組んできた。

1) 隣のおじさんおばさん運動の取組について

特に声掛け・あいさつ・見守り運動は定着して実践されていると把握している。昨年から取り組んだ「ありがとう一日100回運動」もシール（大・小）と缶バッジを作成して頒布し、各県での事業やアド養成講座に活用して啓発と実践に努めた。少しずつではあるが、浸透してきており、今後の拡大強化が期待される。

2) 子ども・若者の居場所づくりについて

公民館や交流館等できるところで様々な事業に関わりながらこれらの課題解消に取り組んできた。「地域の子どもは地域で育てる」という我らの基本的な運動の一つであり、今後ともアドの重要な活動として継続して取り組むこととする。

3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守運動について

アド所属の各県民会議や市町村民会議でペアレンタル・コントロールの必要性を中心に啓発を続けることができた。また、会員が講師を務めたり、紙芝居で注意を呼びかけたりする事例もあり、啓発活動の拡大を図ることができた。

特に今年も養成講座の中で重要テーマと位置付けて、アドバイザーとしての具体的な取り組みを検討し、実践を誓い合った意義は大きい。

今後も継続して推進していく必要がある。

4) その他、

① 熊本大地震の発生により、東京大会開催中に、我らの仲間である神戸の「ひまわり企画」荒井さんが実施する「お茶碗プロジェクト」への参加を呼びかけると共に、救援募金を行い、集まった募金を有効活用する為、我らの仲間である神戸の「ひまわり企画」荒井さんに、兵庫アド協を通じてお渡しをした。荒井さんからは活動報告と共に、お礼状が届いている。

② 東日本大震災を風化させてはならないと、毎年、アド東京会が中心となって開催している「東日本大震災犠牲者追悼と復興祈念の集い・忘れないパート5」を後援し、会長がメッセージを送ると共に、広告を提供して、これを支援した。

③ 長年の念願であった、内閣府が作成する子供・若者白書の青少年関係指導者一覧の民間の有志指導者（ボランティア）欄に「全日本青少年育成アドバイザー連合会」を掲載して頂く事ができた。これで育成関係団体として内閣府に認知して頂いたことになる。

また、我が会のHPから内閣府「共生社会担当」とリンクしているが、内閣府の関係団体紹介欄からはリンクできなかつたものを、出来るように修正いただいたことも、嬉しいことであった。

④ 香川県丸亀市の市議員候補に香川県香川会長が立候補することになり、我らの同志が議員に出馬することは望ましい事として、理事会に協議して、全日本アド連で組織推薦することを決定し、推薦書を送った。また、4月9日の出陣式

には会長が応援演説を行い、必勝を訴えた。また、15日の決起集会には、清水成真さんが応援演説に行き、16日の投票日では1953票を獲得し25名当選の内10位で当選。7名が落選の中で上位当選を勝ち取る事ができ、今後の活躍が期待される。

5、事業報告

本会は活動方針のもとに、次の事業を実施した。

1) 会議の開催について

①総会並びに研究大会

期 日 平成28年5月21日(土) 13:00~14:30

ところ 広島市 東区区民文化センター

終了後懇親会

②役員会

第1回 期 日 平成28年10月18日(火) 15:30~

ところ 高知市文化プラザかるぼーと9F

主な内容~28年度経過報告と今後の取り組み

終了後懇親会

第2回 期 日 平成29年4月25日(15:00~)

ところ 岡山市 岡西公民館 石井分館

主な内容~総会議案準備~28運動の総括・決算・事業報告(案)審議

29運動方針・事業計画・予算(案)審議

2) 全日本アド連会議などへの参加

①総会ならびに研究大会

期日 平成28年6月17・18日

場所 国立オリンピック記念青少年総合センター

20回記念大会として、石破地方創生担当大臣、八村全国青少年育成県民会議連合会会長、園部内閣府参事官補佐を招いて、開催。運動方針、事業計画等原案通り決定。

記念講演「青少年健全育成活動と現代環境」講師 久田 邦明

- ②理事会の開催～3つの専門委員会の正副委員長との合同会議として年3回開催
第1回～内閣府主催中央研修会終了後～11月29・30日～青少年総合センター。

総会決定事項の進捗状況の経過報告と21回大会の開催、及び今後の進め方の確認（別紙添付会議録のとおり）

第2回～養成講座開催期間中～29年2月18日～青少年総合センター

第1回理事会以降の経過報告と21回大会議案の概要、及び今後の進め方の確認（別紙添付会議録のとおり）

第3回～総会議案準備～29年4月15・16日～青少年総合センター。

アド認定審査会と21回総会提出議案の作成。21回大会運営に関する協議

- ③役員会の開催～必要に応じて開催

第1回～29年4月を予定したが、理事会と正副専門委員会委員長合同会議に変更

- ④ 専門委員会の開催～前述のとおり理事会と合同で正副委員長会を開催した。

また、各所属の委員同士が日常的な情報・意見交換を行い、委員会の検討結果を理事会に報告し、理事会の合意を経て総会に提案し21回総会報告文案を作成した。（別紙、総会資料のとおり）

3) 広報・啓発活動と組織網の整備

- ①会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

会員意識の昂揚と連帯感を強めるため、20周年を記念しての会員バッチの作成を協議。

同一様式の名刺の台紙を作成しHPに掲載し活用を奨励（会長は作成活用済）した。今後も共通した名刺により、アドバイザーとしての自覚昂揚と周知を図ることとする。

（HPを開くパスワードは、adomeishi201608 です）

②「ありがとう」運動缶バッジ・シールの作成と活用

鳥取県アド協議会が提唱して、全国運動に発展させようとして取り組んでいる「ありがとう一日100回運動」を会員自ら実践するため、缶バッジ・シールを作成頒布し、その自覚と啓発活動を推進した。（サンプル他、詳細は別紙添付の受注資料のとおり）

シール（小）4,000枚（5枚セット）×2回、・・・5枚で10円

シール（大） 500枚・・・一枚100円

缶バッジ 500個・・・一個 100円

中四国ブロックでは、総会・研究集会で、シール（大100枚～各県10枚程度・小800シール～各県100シール程度）を配布した。缶バッジは鳥取100個。愛媛50個の注文を受けて送付した。

③のぼり旗の作成と活用

20周年を記念して、のぼり旗の作成を検討し、各県アドの希望に応じて作成・頒布を行う。HPに見本を掲載して作成の申し込みを受け、本会事業のアド養成講座会場で活用した。今後、書くブロック・各県での活動の際に活用して士気高揚と啓発を図ることが期待される。（詳細は別紙添付の受注状況資料のとおり）

中四国では鳥取県が10本発注している。今後、サンプルを見て各県の発注・活用が期待される。

④「青少年健全育成基本法」の制定要求運動の継続

昨年に引き続き、山本公一衆議院議員（9月2日、環境大臣・愛媛県選出）、青木一彦参議院議員（9月2日、鳥取島根合区選出）、上野通子参議員議員（11月28日、栃木県選出）の国会議員（本人不在の為にいずれも秘書へ）へ、要望書を提出した。

また、要望書の要旨と要望の骨子をハガキ様式にして、理事会で協議し、これをコピーして、住所地出身議員へ送付することを決定した。これを受け鳥取県では、ハガキによる要望を行った。

国民運動の再興を図るためには、何としても青少年の健全育成を国の責務とする法律の制定が不可欠であり、今後とも継続して要望するとともに、趣旨に賛同する関係団体と連携したり、地方議会による要望活動など、新たに運動を強化する必要がある。

⑤各県・ブロック研修会への講師・指導者の派遣

要請に基づき、次の通り会長を派遣した。

近畿ブロック研修会 平成28年8月24日 滋賀県大津市

宮城県アド養成講座 平成28年11月12日 宮城県仙台市

全日本アド連の活動状況やアドバイザーの役割を直接伝えることは、地方組織の活性化に繋がり、今後とも積極的な派遣が重要である。

「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動については広報財務委員長の峠さんが出かけて啓発を行うこととしていたが、残念ながら、要望が無かった。重要な課題でもあり、今後も気軽に要請頂くことを期待している。

⑥「全日本アド連たより」の発行

計画どおり、20回東京大会の報告を中心に11号を、アド養成講座の募集と地方組織の活動状況をお知らせする12号を発刊してHPに掲載するとともに、新規アドや郵送を希望する組織に送付した。

アド養成講座の報告と第21回総会、岐阜研究大会の開催については、13号で4月に発刊予定。

⑦全日本アド連ホームページの活用

運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、他各県・ブロックの情報もあわせて掲載して、ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化に努めた。これにより、いつでも・誰でもアド連の活動状況が把握でき、情報の共有化を図り、活動の切磋琢磨に繋げることができた。

ただ、情報の提供は少なく収集体制も弱い為、更新が遅れたり、新しい情報をすぐに掲載できていないのが現状である。今後、広報体制を強化して情報網を確立してこの情報化時代に適切に対応していく必要がある。

⑧情報連絡網の整備

各ブロックの役員や県の会長、事務局の連絡網を整備するため、所在地・居住地・電話・FAXに加えて、メールのアドレスなど組織実態を調査・把握してその名簿を作成することができた。（別紙添付名簿のとおり）

今後は、これを活用して、迅速な広報・連絡体制を確立し、HPの迅速な更新をはじめ

め、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に更なる活力を生み出すよう努める必要がある。

また、此れと同様に各県の会員名簿を作成し、郵送による通信からメールによる通信へと脱皮していくことも重要と考える。

4) 後継者養成講座の開催

① 前述のとおり、昨年度の愛媛、鳥取に加えて、今年度は徳島で入門講座が開催され、一段と広がりを見せつつあり、大きな前進といえよう。

② 全日本アドバイザー養成講座要項により第5期養成講座を計画のとおり実施した。

と き 平成29年2月17・18・19日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

北海道から沖縄までの17都道府県から新規受講生38名、既アド22名。一部講座の受講生3名の計63名が参加。

参加内訳はつぎのとおり

北海道（新規1）、岩手県（新規1）、宮城県（新規3・既アド1）、茨城県（新規3）、栃木県（既1）、埼玉県（新規2・既1）、千葉県（新規2）、神奈川県（既2）、富山県（新規3・既1）長野県（既1）、愛知県（新規5・既4）、滋賀県（新規1・既1）、兵庫県（新規2・既3）、鳥取県（新規1・既2）、愛媛県（新規5・既2）沖縄県（新規4）、東京都（新規5・既3・受講3）（詳細は別紙添付委員会報告書のとおり）

③認定審査委員会の開催

第5期受講生23名から提出されたレポートを基に、萩原先生の委員長とする認定審査委員会を開催。

これにより、新規アドバイザー22名を認定・合格とした。（内鳥取1、愛媛

3)

と き 平成29年4月15日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

5) 表彰を行う

本会発足 20 周年を記念して、国民会議認定の 1～10 期生で現在も各都道府県アド組織で活動している方を特別功勞として 26 名を表彰。(内、鳥取 2、広島 2、徳島 1、愛媛 2、高知 1、計 8 名)

通常の一般表彰として 4 名。(内、鳥取 1) 感謝状を 1 名に授与した。

また、(社)日本善行会の個人表彰(成人)も

を推薦し銅賞を受賞した。

6) アドバイザーを支援する有識者会議の開催

理事会、又は研究大会にあわせて開催を予定し、11月の理事会に萩原先生、福留先生をお招きして、養成講座の在り方、今後の運動のあり方、とりわけ関係団体との連携強化やアド活動事例発表とその記録集など、示唆していただくことができた。

7) 内閣府など関係機関事業への積極的参加

①中央研修会への参加

と き 28年11月28(月)～29(火)日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

今回は国民会議発足50周年ということもあり、記念式典が期待されたが、各県民会議が記念表彰を受けただけで、記念行事そのものは無かった。全国県民会議連合会も期待外れの感を抱いたと推測している。

また、アド関係では、個人情報保護の関係からか、参加者名簿が無く、どの程度の参加者があるのか、確認できなかったが(30人弱位か?)、県民会議から初めての推薦枠がとれて参加した県も出てきたことは評価して良いと考える。今後も、積極的に働きかけをして、より多くの参加を得ながら、運動の推進力を高めていきたいものである。

②各ブロック研修会への参加

全体の報告は受けていないが、近畿ブロックでは、この研修会終了後、ブロック研修会を、中四国ブロックでは、この研修会終了後役員会を開催し、アド活動の結

東と会員同志の連帯を強化する事ができた。今後も大いにこの機会を活用して、研修に、運動の強化に努める必要がある。

・中国・四国ブロック研修会

と き 平成28年10月18日（火）10：00～14：30 ところ 高知県

参加者名簿が無い為、どの県からどれくらいの参加があったのか、把握できていないが、全県からアドバイザーの参加があったものと理解している。今後も積極的に参加できるよう、各県が参加枠を確保する必要がある。

③その他、関係事業への協力

・26年度のボランティア調査の結果をうけて、育成運動の活性化を図るための指導者向けの冊子の編纂が行われていたが、今年度完成して出版された。予算削減の折から、極めて少数の出版となったため、増刷を要望している。今回は2冊、全日本アド連にも提供いただいたため、今後、養成講座にコピーするなどして活用に努めたい。

・青年研修会への誘いを受け、初めて若いアド会員が参加する事ができた。今後も若い仲間を増やすため、積極的に派遣することが重要である。

平成28年度決算報告

【平成28年4月1日～平成29年3月31日】

◇ 総括の部

収入総額	104,005 円
支出総額	0 円
差引残額	104,005 円

◇ 収入の部

【単位：円】

項 目	28年度予算額	28年度決算額	増 △減	摘 要
会 費	63,000	56,000	△ 7,000	7,000円×8県
繰 越 金	48,005	48,005	0	27年度繰越金
雑 収 入	995	0	△ 995	利息0円
合 計	112,000	104,005	△ 7,995	

◇ 支出の部


【単位：円】


項 目	28年度予算額	28年度決算額	増 △減	摘 要
会 議 費	30,000	0	△ 30,000	役員会、総会会場、講師、茶菓代
事 務 費	8,000	0	△ 8,000	コピー用紙
通 信 費	10,000	0	△ 10,000	
組 織 費	20,000	0	△ 20,000	研究集会助成
旅 費	30,000	0	△ 30,000	全日アド理事会、役員会
雑 費	1,000	0	△ 1,000	振込手数料
予 備 費	13,000	0	△ 13,000	
合 計	112,000	0	△ 112,000	

平成28年度 監査報告

監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

平成29年 4月 25日

監事 西岡 賦文 

監事 内山 幸光 

中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会 役員（案）

	27・28 年度		29・30 年度	
会長	山本 邦彦	(鳥取県)	山本 邦彦	(鳥取県)
副会長	谷本 治	(愛媛県)	谷本 治	(愛媛県)
副会長	香川 勝	(香川県)	香川 勝	(香川県)
監事	西岡 賦文	(徳島県)	西岡 賦文	(徳島県)
監事	内山 幸光	(広島県)	内山 幸光	(広島県)
事務局長	近藤 修 清水 成眞	(愛媛県) (鳥取県)	清水 成眞	(鳥取県)
委員	各県会長		各県会長	

平成 29 年度 事業計画(案)

【重点目標】

1. 子供が伸びるチャンスを活かそう
2. 青少年育成運動の見直しの推進
3. 「地域で子どもの安全を守る」活動事業
4. インターネット・携帯電話による有害情報への対策
5. 「大人が変われば子どもが変わる」運動の推進
6. 少年の社会参加活動と地域の環境整備の推進

事業項目	期 日	場 所	内 容
第 22 回定期総会	29 年 5 月 20 日(土) 13:00～14:30	香川県青年センター 別館会議室	* 総会 ・議案審議 * 研修会
第 23 回研究集会	29 年 9 月 31 日(土) ～10 月 1 日(日)	高知県 いの町 かんぽの宿	
三役会議	29 年 4 月 25 日(火)	岡西公民館 石井分館	・総会議案書検討
役員会	29 年 4 月 25 日(火)	岡西公民館 石井分館	・総会議案書検討

・全日本青少年育成アドバイザー連合会総会・研究集会

6 月 25 日(日)～26 日(月) ホテルグランバール岐山 岐阜県

・全国青少年育成強調月間 11 月

・青少年育成アドバイザー養成

【平成 28 年度 中国・四国各県総会日程】

県名	期 日	県名	期 日
山口県	29 年 月 日	高知県	29 年 月 日
島根県	29 年 月 日	徳島県	29 年 4 月 30 日
広島県	29 年 4 月 9 日	愛媛県	29 年 4 月 22 日
鳥取県	29 年 5 月 7 日	香川県	29 年 5 月 20 日
岡山県	29 年 月 日		

第7号議案

平成29年度運動方針及び事業計画（案）について

はじめに

青少年育成国民会議が解散して8年が経過し、全日本アド連結成21周年を迎えた。

人間であれば成人に達し、社会的責任を自覚して、自主独立の歩みが求められる世代となった。何時までも国民会議の影を慕っていることはできない時を迎えています。

社会は急激に変化を続けており、その社会を写す鏡が青少年であるが、様々な問題が指摘されている。これら次代を担う青少年の問題は我が国の将来に係ることであり、この解決が国民的課題と言われる所以でもあります。

その為、全ての国民を挙げて取り組むべき課題であり、我々が、青少年健全育成基本法の制定や国民運動の再興を強く願う理由がここにあります。

全ての国民は、青少年が社会の一員として、自分の未来について夢と希望を持ち、地域の未来を創造し、国の在り方を見つめて、その実現を目指して努力する心情を育て、それが実現できるような環境づくりを進めていく義務と責任があると考えます。

我々は、育成運動が目指してきたものと運動の経過を踏まえて、青少年の現状と課題を明らかにし、我らアドバイザーの役割を再認識しながら、今後、新たな育成運動を展開するため、この運動方針と事業計画を定めるものであります。

以下、中四国ブロックもこの全日本アド連の方針と事業計画に準じて、活動を展開していくこととします。

1 青少年育成の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。

青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- 1、 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- 2、 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよ

う。

- 3、 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

2、現状の認識と課題

(1) 青少年を取り巻く社会

①経済最優先の競争社会～人間の生き方が経済中心となり、お金の為に働く社会であり、常に緊張して頑張り続けるフル・マラソンの世界で、当然に勝者と敗者が出ることになる。～常に競争があり、ゆとりの無い非情で過度に疲労することから、社会規範・倫理・人間性喪失の社会となっています。

②自由・平等・平和を理念とする民主主義社会。～自由と民主は個人尊重の社会。個人尊重は個人中心となり、時に利己的になる。協働・協力を欠き、共同体社会をこわして、孤立した個人生活中心の社会となっている。～家庭・地域社会・コミュニティの崩壊した社会となっています。

③国際化・情報化・技術化社会～激しい競争の中で高度に発達を続ける社会であり、長所と短所が複雑に入り混じった社会となり、非常に危険性をはらんでいる社会でもあります。

④少子・高齢化・過疎化（都市集中）・核家族化社会～活力が失われ、幸福追求（国民福祉向上）に逆行する課題山積の社会となっています。

⑤これら社会の強い影響を受けるのが青少年であり「青少年問題は社会の鏡」と云われる所以でもあります。

(2) 青少年の現状

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、貧困の連鎖も明らかになり、家庭生活や地域コミュニティが大きく変化しています。

この影響を受けて、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめを原

因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課題が多くあります。

(3) 組織の現状

青少年育成アドバイザーは旧（社）青少年育成国民会議が行った通信教育事業の修了者及び全日本アド連養成事業で所定の課程を修了し、本会が認定した者で組織した、青少年育成運動の中核的役割を果たそうとする団体であります。

今日、青少年育成アドバイザーは、調査によると1,300余名の方々が都道府県アドバイザー組織に加入し活動をしているが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の団体や役職で活動している人がいて、組織的な独自活動が弱いのが現状である。一方、退会を申し出る組織が出たり、認定されていても参加していた団体や立場から退いたり、高齢化等により、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられます。

しかし、養成講座によって、新しい会員を仲間に入れた県アド会は、会員数が増え、活性化が生まれ、活躍している組織が増えつつあり今後が期待されます。

(4) 青少年育成運動の経過

国民運動の目標を実現するため「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定、「大人が変われば 子どももかわる」をスローガンに一般国民がその襟を正して育成運動に参加するとう提唱、地域のこどもは地域で育てることをめざして「地域のおじさんおばさん運動」を提唱し、「あいさつ・声掛け運動」も推進してきた。各県も青少年を見守る運動の中で「少年を守る店」を指定して非行化防止にも取り組んできました。しかし、長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。

これらの状況を把握し、見直しながら、より成果の上がる運動に発展させていかなければなりません。

更に、基本目標の実現を目指すため「人づくり（我づくり）を積み上げて、町づくり・国づくりを」のスローガンに則り、地方創生が国家的課題となっている今日、地域の未来を担う、青少年の育成を中心に据えた町づくり・国づくりを進めることが重要な課題であると考えます。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っています。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担っています。

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ② 青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織を支援し運営基盤づくりや青少年育成に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。
- ③ 青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④ その他、育成課題解決のため行政や関係団体との連携を図ること。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成

全日本アド連の行う青少年育成アドバイザー養成は本会の根幹にかかわる事業で、認定・登録されたら各県アド連に加入し、さらに研鑽することを前提して過去4回、内閣府や全国青少年育成県民会議連合会や主管アド連の県・教育委員会等の後援をいただき実施してまいりました。現在71名の方々が認定されて活躍しており、27年度は35名28年度は38名が養成講座を受講され、認定申請を受け付け中でありま

す。

全日本アド連では27年度から、今までの反省と検討結果を踏まえ、入門編（入門コース）・認定編（全日本コース）の2段階で養成を図ること決定し、既に実施しています。

まずは私たちの仲間を増やすため、ブロックや各県での地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援して、（仮称）初級アドバイザーの養成に努め各県の会員拡大に努めます。

これによって、全日本コースの受講希望者を増大することに努め、後継者の養成に努めます。

(7) 子ども・若者育成支援推進法との関係

また、平成22年4月「子若法」が施行され7月に「子ども若者ビジョン」策定され、国と地方公共団体の責務の基に課題解決の方策が進められてきました。平成28年2月には新たな大綱が決定されました。全ての子供・若者の健やかな育成にも力が

注がれ、新しく①子供・若者の成長を支える担い手の養成②創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、が加わり、私達の育成運動と深く関わっています。

大綱の改定に伴う内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我らもこれに参画していくことが重要です。支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」にも引き続き力を注ぐ必要があります。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定が検討されています。一昨年から、関係国会議員に制定要望活動を行っていますが、その後の状況・内容を把握しながら、より一層取り組みを強化し、県民会議等連合会や制定を要望する他団体と連帯を強化しながら、引き続きその成立を目指すための運動を推進します。

3、重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、新しい運動への取り組みを啓発しその実践に取り組みます。

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。

(2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。

(3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

{具体的な内容}

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。

四国4県は活発で、新しいアドバイザーの養成も行われ、組織の強化も図られつつありますが、中国5県の中には、衰退傾向の県やブロックへの参加に消極的な県もあり、連携の強化が必要な所が見受けられます。その解消のためにも、全日本アド連の方針・計画に沿いながら、組織や運動の強化を図ることに努めます。

1) アドバイザー自身の活動を見直します。

① 自分にとってアドバイザーとはどのような存在なのかを見つめ直し、自分に占めるアドバイザーとしての位置を高め、活動の優先順位を高めます。

アドはボランティア活動であり、自分にできる時に・出来ることを、自ら進んで行う、ことを原則としています。その為に、先ず職業、次に公的な役職、その次が順位の高いボランティア活動、その中のアド活動、といった優先順位になり、往々にしてアド活動の優先順位が下がっています。我らアド活動は職業を通じても参加できるものであり、公的な役職を通じても参加できるものであります。

先ずは、自分の中に占めるアドの位置を高めます。これを自覚する為にも、先ずは、優先してアド関係事業や会議に参加すると共に名刺に「青少年育成アドバイザー」を印字し、自己アピールをします。アド共通の台紙を活用します。（HP パスワードは adomeishi201608）

- ② 所属する各県アドの活動は「このままで良いか」との視点で、現状を見つめ直し、運動の活性化に努めます。先ずは、年何回の集まりがあるか？どのような活動をしているかを点検し、都道府県単位のアド連としての活動・事業の推進に努めます。
・各県一強調運動の推進～各県アドが最も力を入れる運動を一つ決める。
- ③ ブロック研修会で活動事例の発表機会を設定します。
- ④ NPO 法人化に関する課題である、役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど、どのようにすれば NPO の法人化が可能となるか、各県で前向きな検討を進めます。

2) 事務局体制を拡充して情報網の強化を図ります。

組織の要は事務局にあります。全日本アド連や各県との迅速な連絡と連帯を強化する為、日常的な情報の交流を緊密にする事に努めます。

- ①ブロック事務局長は全日本や各県の情報収集を行い、各県事務局に情報提供します。
- ②各県事務局長は、全日本やブロック事務局と連携を密にして、状況把握をし、全日本事務局や広報担当に情報提供します

3) ブロック事務局長は全日本の各専門委員会の検討状況を把握して、各県に情報提供し、各県での検討を促し、行動指針を作成することに努めます。また、各県での検討結果を取り纏めて、全日本へ、ブロックの意見として提案します。

(総務委員会)

アドバイザーが活発な活動を展開する為の方策を検討し、その結果を理事会に報告して運動方針や事業計画に反映させます。

- ① 青少年問題を把握し、その解消に向かって、全日本アド連は何を成すべきか、その行動指針の検討をします
- ②市町村民会議・県民会議・県民会議等連合会に果たすアドの役割の検討をします。
- ③NPO 法人化に関する課題～役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど、NPO の法人化への課題解決の方策の検討をします。
- ④活動に必要な財源の確保を検討をします。
- ⑤規約の再検討をします。

(後継者養成委員会)

アドバイザー養成講座を実施し認定審査を行い、後継者を増やして組織の拡充に努めます。

①各ブロック・各県で仲間を増やすための、入門講座（入門コース）の開催奨励支援。

入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議等へも周知し、参加者の確保に努めます。

②入門講座が開催できない組織の為に、通信教育制度を創設し、実施方策を検討
検討事項～募集方法、テキストの作成、レポート審査方法の検討、修了者の活動方法など

③認定のためのアドバイザー養成講座を実施します。

④アドバイザー養成を安定的に継続して行うため、財源と開催会場確保方策の検討をします。

⑤未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討をします。

(広報委員会)

認知度が低いと云われる我らの運動（活動・事業）を広報して、育成運動の発展を図る為に、ホームページを積極的に活用すると共に、啓発資料や周知徹底方策を更に検討します。

①各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、情報収集して HP に公開します。

②活動事例を HP で公開し、これを活用してアド紹介資料や活動事例集の発刊を行います。

③啓発資料作成資金をどのように確保するかを検討します。

④アド連だよりを継続して発刊します。

(2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を継続して推進します。

・スローガン～「子どもが伸びるチャンスを活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～ブロックや各県で、この運動の趣旨を徹底し、子ども達が、家庭・地域・社会の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践するよう支援することを、育成運動の重点とします。(運動要旨は別紙添付の趣意書のとおり)

(3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。

1) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ります。

①まず、アド自身が市町村民会議に参画し、行動を共にしながら、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。

②社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。

③「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。

④従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し活性化方策の提案に努めます。

2) 県民会議にアド連(協)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ります。

①まず、全日本アド連の総会資料を持参・送付して、理解と協力をお願いし、連携を深めることに努めます。また、相互にHPにリンクできるように要請します。

②県民会議の諸事業に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。

③社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。

④「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。

⑤従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し、活性化方策を提案します。

⑥全国青少年育成県民会議連合会への加入を奨励・推進します。

(参考～未加入県) (H29:3月現在)

青森県・山形県・福島県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・静岡県・神奈川県・山梨県・富山県・石川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・島根県・岡山県・広島県・徳島県・香川県・愛媛県・佐賀県・熊本県・大分県

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

青少年の育成は国家的な義務であり責任であると考え、その基本理念と推進方策を立法化して、国民運動として取り組むことが不可欠であると考え「基本法」の制定運動を進めてきました。要望書の提出をはじめ、全日本と共に、各県で工夫しながら様々な運動を、今後もより一層力強く推進していきます。

1) 独自の運動を強化・継続します

- ①国会議員へ要望書と提出し、その必要性和理解を訴えます。その為、アドが所属する地域選出の国会議員への要望を継続します。(要望書は別紙のとおり)
- ②アド会員として、制定要望のハガキを国会議員へ送ります。(ハガキ文案は別紙のとおり)
- ③地方自治体への理解を進めるため、地方議会議員(都道府県・市区町村)への要請を行います。必要があれば「地方議会への陳情書」提出を検討します。

2) 県民会議連合会との連携を強化します。

- ①未加入県民会議へ加入の働きかけをし、加盟県の拡大に協力する
- ②共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すための働きかけを強めます。

3) 関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ります。

青少年の健やかな成長を願って、様々な団体が運動を展開しています。基本法の制定要望を中心課題として、私達アド養成講座を後援して下さる団体を始め、青少年育成の町づくりを目指す団体など可能な限り他団体との連携を図り、国民運動の再興に努めます。

4) 地方では解決のできない青少年問題を国家的な取り組みで解決できる方策を検討します。

①青少年育成関係団体との連携を図り、相互協力の方策を検討します。

(例)

- ・法律の制定。国が育成大綱や計画書をつくること
- ・少年団体・青年団体の育成援助の施策を講じる事
- ・スマホ問題の解消方策を検討する事
- ・各会員・組織の意見を全日本で集約し、要望運動を行う(全日本の存在意義に繋がる地方組織ではできないこと)

これらは、県民会議連合会と連携した活動内容とできるよう働きかけることも重要でしょう。

4、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んでいきます。

1) 隣のおじさんおばさん運動

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることにあります。そのために挨拶や良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションを深めていきます。

2) 子ども・若者の居場所づくり

子ども・若者が気軽に集い話し合える場が少なくなり、自宅でケータイ・スマホ・ゲームなどにはまりこむ傾向があります。また、コミュニケーションの能力の希薄化が課題となっています。古民家や空き商店街、公民館や交流館等できるところで居場所を考えていきます。

・事例の様子をHPや「アド連だより」で紹介

3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

スマホが高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNSアプリの進化は、いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化しその対策が急務となっています。とりわけ買い与える保護者の役割は大きく、保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタル・コントロールの営みを深めていく必要があります。

そのため、ネット社会が青少年に及ぼす影響を啓発し、ペアレンタル・コントロールの必要性を訴えるため、紙芝居で啓発する用具を貸出します。必要があれば指導者を派遣し、開催地のアドと共に実践します。この実践は会員の直接活動を促し、組織の活性化に繋がります。アド個人の活動でも、各ブロック又は県アドの事業や研修会でも、実施の機会をみつけて、気軽に連絡ください。（連絡先～事務局または、広報委員長～峠 テルコ愛知県アド協会長）

5、事業計画

本会は活動方針のもとに、全日本アド連活動に準じて次の事業を展開します。

1) 会議の開催

①総会ならびに研究大会

期日 平成29年5月20日

場所 香川県高松市

また、研究大会については、次期開催予定県の計画をする。

(29年高知・30年山口・31年徳島・32年島根・33年香川・34年鳥取・35年愛媛)

・この中に岡山が開催可能となれば、組み込むこととする・

②役員会の開催（年2回）

第1回 期日 平成29年10月26日(木) 内閣府主催ブロック研修会

場所 鳥取県鳥取市

第2回 期日 平成30年5月 日 総会前に総会開催地で

2) 全日本アド連ほか関係事業への参加

①第21回 全日本アド連総会並びに研究大会

期日 平成29年6月25・26日(日・月)

場所 岐阜県岐阜市

また、次期開催予定ブロックの計画をし、参加の予定をする。

30年(東北・北海道)・31年(中国・四国)

32年(近畿) 33年(関東・甲信越)・34年(東海・北陸)・

・この間に九州が復活すれば、九州と協議の上、開催する・

②第6期 青少年育成アドバイザー養成講座

期日 平成30年2月23～25日(金～日)

場所 オリピック記念青少年総合センター

③内閣府中四国ブロック青少年育成指導者研修会

期日 平成29年10月26日(木) 10:00～

場所 鳥取県鳥取市

④内閣府中央研修会

期日 29年11月27・28日～青少年総合センター。

⑤ブロック内各県研修会・総会等への参加

⑥全日本役員会・理事会・専門委員会等への参加

第1回～内閣府主催中央研修会終了後～29年11月28・29日～青少年総合センター

一。

第2回～養成講座開催期間中～30年2月24日～青少年総合センター

第3回～総会直前30年6月。北海道・東北ブロック

役員会の開催～

必要に応じて開催するが、一回は平成30年4月アド認定審査会に併せて開催

⑦専門委員会への参加～理事会・役員会に合わせて3つの委員会を開催する。

また、各所属の委員同士が日常的な情報・意見交換を行い、委員会の検討結果を理事会に報告し、理事会の合意を経て総会に提案し組織決定を行う。

⑧事務局会議への参加～理事会・役員会に併せて、各ブロック事務局長と各専門委員会事務担当との合同会議を開催

⑨その他、関係事業への協力

・内閣府青年リーダー研修会

と き 平成30年1月29～31日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

3) 広報・啓発活動と組織網の活用

①会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

会員意識の昂揚と連帯感を強めるため、20周年を記念してのカラーの会員バッチを作成する。また、同一様式の名刺を活用して、アドバイザーの認知度を高めることとし、これらの活用を推奨する。

バッチ1,500円。名刺台紙～HPからダウンロード。又は広報委員会へ申し込む

(台紙・印刷代で100枚が1,800円)

②「ありがとう」運動缶バッチ・シールの作成と活用

「ありがとう一日100回運動」を会員自ら実践するため、缶バッチ・シールを作成配布し、その自覚と啓発活動を推進する。また、アド事業で啓発して活用する。

シール(小)5枚組 10円。シール(大)1枚100円。缶バッチ1個50円。

③のぼり旗の作成と活用

20周年を記念して、のぼり旗の作成を検討し、各県アドの希望に応じて作成・頒布を行う。本会事業ほか各ブロック・県での活動の際に活用して士気高揚と啓発を図る。(見本はHPに掲載・現物は大会会場掲示～1本3,000円)

④「全日本アド連たより」の発行

全日本の活動他、各県やブロック活動の報告、事業のお知らせ、参考になる提言、
会員の声などの情報を提供し、広く活動を紹介するため、年3回発行し、ホームページにも掲載する。

⑤全日本アド連ホームページの活用

運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、主張、提言、他各県・ブロックの情報もあわせて掲載して、ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化に努める。

各ブロック及び各県の担当者は下記アドレスに情報・資料を提供する。

- ・山本会長～e-mail: kunihiko-yamamoto@ncn-k.net
- ・香川情報担当～e-mail: kagawa@ayauta.net
清水広報委員会事務担当～e-mail: [jyoshin011@gmail.com](mailto: jyoshin011@gmail.com)
- ・谷本事務局長～e-mail: higenyabi2451@mc.pikara.ne.jp
(広報担当者は可能な限り、情報収集・提供活動を行うこと)

⑥情報連絡網の整備と活用

昨年度整備した組織表を活用して、連絡体制の強化を図る。

全日本理事会・総会・研究大会、各ブロック総会・研究大会、などの機会を活用して、意思疎通の緊密化を図ると共に、事務局会議の機会を創って開催する。

また、各ブロック・県の総会資料を提供頂くと共に、各種の活動を事務局や広報担当に情報提供をし、可能であればホームページに掲載して周知する。

各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に活力を生み出すよう努める。

⑦アド運動啓発資料の作成を検討する

全国の活動事例を把握して、事例集の作成や啓発パンフレットの作成を検討する。
特に HP 掲載の活動事例を資料化することに取り組む。

4) 青少年健全育成基本法」の制定要求運動の継続

- ・連携できる関係団体を探し、連携した運動の展開を検討する。
- ・各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国會議員（自民党で可）に要望書を持参又は郵送する。
- ・各アドバイザーはハガキによる要望活動を実施する。（別紙添付ハガキにより）
- ・可能な県アド協は、県・市町村議会への議会議決要請を行う

5) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の受け入れや派遣

アドの実践活動奨励と会員意識高揚を図ることを目指し「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動を行う。可能な限り開催希望の所に指導者を派遣し、実技並びに指導を行う。

また、各県・ブロックで養成講座他育成運動に関する研修会を開催する際に、必要であれば、本会役員を派遣し、運動を啓発・推進する

6) 表彰者の推薦を行う

本会及び加盟団体の発展に寄与した個人を各加盟都道府県1名程度、全日本総会において表彰するため、候補者の推薦を行う。

又、(社)日本善行会の個人表彰(成人)も5~6名、青少年(2団体)の推薦も行う。

第8号議案

平成29年度 予算（案）

【平成29年4月1日～平成30年3月31日】

◇ 収入の部

【単位：円】

項 目	28年度予算額	29年度予算額	増 △減	摘 要
会 費	63,000	63,000	0	7,000円×9県
繰 越 金	48,005	48,005	0	28年度繰越金
雑 収 入	995	182	△ 813	利息等
合 計	112,000	111,187	△ 813	

◇ 支出の部

【単位：円】

項 目	28年度予算額	29年度予算額	増 △減	摘 要
会 議 費	30,000	30,000	0	総会・研修会、役員会
事 務 費	8,000	8,000	0	事務消耗品
通 信 費	10,000	10,000	0	郵券
組 織 費	20,000	20,000	0	研究集会助成
旅 費	30,000	30,000	0	役員会・全日アド理事会
雑 費	1,000	1,000	0	振込手数料
予 備 費	13,000	38,000	25,000	
合 計	112,000	137,000	25,000	

第 9 議案

平成 30 年度 第 24 回研究集会開催地

- ・開催県：山口県
- ・開催地：
- ・日 程：平成 30 年 月 日（ ）
- ・内 容：

第 10 議案

平成 31 年度 第 25 回研究集会開催地

- ・開催県：徳島県
- ・開催地：
- ・日 程：
- ・内 容：

役員名簿（平成29～30年度）

役職	氏名	住所	電話	県役職
会長	山本 邦彦	682-0144 鳥取県東伯郡三朝町西小鹿 834-1	0858-43-2013 (兼 Fax)	会長
副会長	谷本 治	798-1105 愛媛県宇和島市三間町是能 202- 40	0895-58-4785 (兼 Fax)	会長
	香川 勝	761-2407 香川県丸亀市綾歌町富熊 183-1	0877-86-2074 (会長宅)	会長
委員	原 史行	699-0501 島根県出雲市斐川町学頭 2022-1	0853-72-2289	会長
	小西 正明	731-0223 広島市安佐北区可部南 1-20-2	082-812-3625 (兼 Fax)	会長
	難波 康雄	700-0086 岡山市津島西坂三丁目1-22	086-252-8939 (会長代行宅)	会長代行
	加屋野智美	747-1232 山口県防府市切畑850-1	0835-32-1339 (兼 Fax)	会長
	浜田 豊高	789-0314 高知県長岡郡大豊町日浦 711-1 * 事務局(志手 清晴) 789-1201 高知県高岡郡佐川町甲 1233-7	0887-72-0623 (会長代行宅) 0889-22-5139 (事務局)	会長代行
	谷口 崇義	771-4266 徳島市八多町金堂 126-2	088-645-1073 (兼 Fax) 09028902852	会長
事務局長	清水 成真	682-0132 鳥取県東伯郡三朝町三徳 1.016	0858-43-2882 Fax 43-2922	事務局長
監事	西岡 賦文	779-1101 徳島県阿南市羽ノ浦町中庄段上 40 -1	090-3789-8818	
	内山 幸光	720-2111 広島県福山市神辺町上御領 1930 -2	084-966-0731 (兼 Fax)	

中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会規約

【名称および事務局】

第1条 本会は、中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会と称し、事務局を事務局長宅へ置く。

【目的】

第2条 本会は、地域社会における青少年育成アドバイザー活動の資質向上を図るため、会員相互の連携、情報交換及び調査研究を行い、また、全国組織、関係機関等と連携し、促進を行うことを目的とする。

【組織】

第3条 本会の会員は中国・四国各県の青少年育成アドバイザーで構成された組織とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国民会議、県民会議、市町村民会議及び青少年育成団体組織との緊密な連携を図り、実践活動を推進する。
- (2) 調査、研究、研修会等の実施、並びに多様な情報メディアによる情報の収集と提供を行う。
- (3) 青少年の国際交流、ボランティア活動の推進に支援協力する。
- (4) その他、目的達成のために必要な事業を行う。

【会員の種別】

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 第3条の組織。「一般会員」
- (2) 目的に賛同し、賛助会費を納めた個人・法人・団体。「賛助会員」

【入退会手続き】

第6条 一般会員又は賛助会員の入退会手続きは、組織の会長より必要書面を連合会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

【役員・任務・顧問】

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 監事 | 2名 |
| (2) 副会長 | 2名 | (5) 事務局長 | 1名 |
| (3) 委員 | 若干名 | (6) 顧問 | 若干名 |

2. 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長 : 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 : 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
但し、代行は役員会で決定する。
- (3) 委員 : 役員会を組織し、第12条2項を議決し、執行する。
- (4) 監事 : 業務及び財産を監査する。
- (5) 事務局長 : 会務の事務関連事項を処理する。

3. 本会に顧問をおくことができる。顧問は必要に応じて役員会等において意見を述べるができる。

【役員を選任】

第8条 本会の委員、役員を選出、選任は次のとおりとする。

- (1) 委員は、各県からの代表1名選出する。
- (2) 会長、副会長は委員の中から選任し、総会において承認を得る。
- (3) 事務局長は会長が指名し、総会において承認を得る。
- (4) 監事は委員以外から選出し、総会で承認する。

【役員任期】

第9条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠等により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

【役員解任】

第10条 役員が、職務の執行に堪えないと認められた時、また、役員にふさわしくない行為が認められた時は、総会の議決により解任することができる。

【会議】

第11条 本会の会議は、総会、臨時総会および役員会とし会長が招集する。総会の議長は出席者の中から選出し、役員会の議長は会長があたる。

なお、役員会の定足数は、委員の3分の2以上の出席で成立する。但し、委任状を含むものとする。また、委員が出席できない時は代理人を認める。

議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、論長の決するところによる。

- (1) 総会は、組織からの代議員3名で構成し、年1回開催する。但し委任状を含むものとする。
- (2) 臨時総会は、役員会の要請により開催する。
- (3) 役員会は、委員をもって構成し、毎年1回以上開催する。また、役員会の中に必要に応じて専門部会を設置することができる。

【議決事項】

第12条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業および収支に関する事項。
- (2) 役員選任に関する事項。
- (3) 規約改正並びに運営に関する事項。
- (4) その他、役員会での付議事項。

2. 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議する事項。
- (3) 監事は意見を述べることはできるが、議決権はない。
- (4) その他、会務の執行に関する事項。

【経費】

第13条 本会に要する経費は、「会費、臨時会費、寄付金、補助金、事業収入等」をもってこれにあたる。

第14条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 年会費（年額1回払い） 7,000円
- (2) 賛助会費（年額1回払い） 5,000円

【会計年度】

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

【付記】

本会の規約は、平成9年2月16日より施行し、運営規定は別途定める。

本会の規約は、平成9年10月18日一部改正。

本会の規約は、平成17年4月24日改正して施行する。運営規定は別途定めない。

「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の趣意書

(この運動を提唱するに至った経過)

私達はかねてから、健全な青少年を育成しようと「伸びよう 伸ばそう 青少年」をスローガンに、子どもの成長に家庭が重要な役割を担っていることから「家庭の日」を設定してその啓発に取り組んできました。また、地域の子どもは地域で育てようと、大人が自ら姿勢を正すための「大人が変われば 子どもも変わる運動」や子ども達に関心を強く持って、挨拶・声掛けを中心にした「地域のおじさん・おばさん運動」を推進してきました。

しかし、長年これらの運動を続けるうちに新鮮さを欠き、マンネリ化してきたために、県民運動発足50周年を迎えるにあたり、運動の経過を振り返り、反省をしながら見直しを行い、これらの運動を土台にした、新しい運動を展開する必要があるとの考えに至りました。

その結果、従来の運動は、大人が中心であったため、子どもが本来持っている「自ら伸びようとする力」を信頼し、それを引き出すサポートを大人(親や保護者ほか)がする、という子供を中心に据えた発想が大切である、との視点に欠けていることに気が付きました。

そのため、「家庭の日」や「地域での活動」を土台にしながら、子どもの成長発達に応じて、子どもが本来持っている「伸びようとする力」を引き出すため、「チャンスを活かす」運動を、新しく県民運動として提唱・推進することが望ましいと考えました。

(趣旨の説明)

子どもは、生まれながらに、自ら健やかに成長しようとする、「伸びる力」を持っています。誕生した時から、日々自ら生きようとする力を発揮しながら成長していますが、その成長のタイミング毎に発達課題があります。その課題を乗り越える為には、その成長の時期・タイミングに合った、親や保護者、周囲の大人の理解と適切な手助け(支援)が必要となります。つまり「子どもが伸びるチャンスを活かす」ことです。

正に「啐啄同時」(そったくどうじ)が重要です。(「啐」は鶏の卵がかえる時、殻の中で雛がつつく音。「啄」は母鶏が、殻を外からつつき破ること。この双方が同時にタイミングよく行われて、雛が誕生すること。)

ちなみに、乳児期には「基礎的信頼感」を身に付けることが課題を云われ、乳児が「安心」した状況のなかで育つことが最も大切とされています。幼児期には「自立感」を身に付ける事が重要とされており、この自立感は基礎的信頼感の上に培われていくものとされています。乳児期に不安感を持って成長していくと、幼児期に自立感を獲得することは難しくなると云われます。このように、児童期・少年期・青年期にも発達課題があり、その都度、適切に乗り越えていくことが大切です

この、自ら伸びようとする成長のタイミングが、「伸びるチャンス」であり、このチャンスを活かして、

発達課題を円滑に乗り越えるために、親や保護者、周囲の大人が適切に関わり合って、子ども達の健やかな成長を手助けしていこうとするのがこの運動です。

(標語～スローガン)

社会の一員として 逞しく生きる力を 育てるために

「子どもが 伸びるチャンスを 活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～

(要旨)

このスローガンは、子どもに寄り添いながら、いつも一緒に

「家庭で役割を！地域に出番を！住んでる町で輝く機会を！」

つくることをめざしています。

- ・家庭では、幼児期に「手伝い」を、少年期・青年期には「役割」をもとう(もたせよう)
- ・地域では、季節行事・民俗行事に参画する機会を増やし、地域の大人とのふれあう機会を増やそう・青少年の育成を中心に据えた地域づくりを提唱しよう・
- ・まちでは、子ども達が輝く機会～ある意味で注目され、感動する機会をつくろう～こどもまつり・こども議会・町の行事に参加など・青少年の育成を中心に据えた町づくりを提唱しよう・

(具体的な内容)

1) 家庭の中で～家族の一員としての自覚を高めるために

・・・進んで自分の役割を持とう・・・

① 手伝い運動～幼児期には子どもと一緒に作業をし、成長につれて子供に家族の一員としての役割を持たせよう

・・・子どもと一緒に○○しよう・・・

(例)・食事をしよう～

- ・掃除をしよう～玄関の掃除や履物揃え。風呂・トイレ・部屋の掃除
- ・炊事の手伝い～食卓に準備・食器洗い(せめて自分のものでも)・ご飯やおかずづくり・
- ・洗濯をしよう～
- ・家業の手伝い～
- ・外出をしよう～食事・スポーツ・ドライブ・旅行など
- ・自分の事は自分でしよう

② あいさつ運動～あいさつは心をつなぐ第一歩～大人も必ず(コダマで～オウム返しで)返事をしよう

・朝起きて～おはよう(おはよう)

・ご飯の時～いただきます・・・食材の全てに命があります。「貴方の命を頂いて、私の命に変えさせて頂きます」(はい、どうぞ)・・・

ご馳走さま（どういたしまして）

・家を出る時～行ってきます。（行ってらっしゃい）

帰った時～ただいま（お帰りなさい）

・夜眠る時～おやすみなさい（おやすみなさい）

③ 「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と推進（趣意書は別紙のとおり）

④ 「家庭の日」運動の見直し作業の開始～家庭の役割や生活の有り方を話しあおう

これらの取り組みにより

①親子の関係が深まり絆が強くなります。

②自分でできる力が備わり、自立心が育ちます。

③他人を思いやる心、優しい心が育ちます。

2) 地域の中で～地域住民の一人としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる地域で、進んで出番をつくろう・・・

①地域行事の中で 子どもの出番（役割・輝く場所）をつくろう

・季節行事に～お正月、どんどさん、ひな祭り、春祭り、子どもの日、七夕まつり、夏祭り（お盆など）、運動会、秋祭り、

・地域活動に～清掃活動（環境美化、廃品回収ほか）

・伝統芸能、文化の伝承に～踊り・太鼓・神楽・その他

②あいさつ運動～あいさつは心をつなぐ第一歩～（前述のとおり）

③「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と推進～（前述のとおり）

④来た時よりも美しく～後から来る人のために

・公共施設を利用する時、履物を揃える・挨拶をする・そして「来た時よりも美しくして帰る・・・後から来る人の為に」

これらの取り組みにより

①友達と力を合わせることの大切さを体感します。

②自主性・自発性が育ちます。

③社会性・協調性が育ちます。

3) 町（社会）の中で～町（社会）の一員としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる町で 輝く チャンスを 増やそう・・・

① 町の行事の中に～こども祭り（フェスティバル）・各種の町の行事に参加できる場所をつくろう・子ども議会

② あいさつ運動～あいさつは心をつなぐ第一歩～大人も必ず返事をしよう

③ 「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と推進

④来た時よりも美しく～後から来る人のために

⑤交通ルールを守ろう

⑥環境の美化運動・エコ（省エネ）運動

全日本青少年育成アドバイザー連合会

青少年健全育成基本法案の概要

背景

青少年の健全育成は、我が国社会の将来の発展に不可欠なものであり普遍的課題。昨今の社会情勢を踏まえた具体的な対策については、既に法令が整備されてきているものもあるが、今後も必要に応じて法令の整備等の対応が必要となるので、その基礎とすべき基本的な考え方を明確にする必要。

普遍的な課題として
基本的な考え方を明確化

青少年健全育成基本法案

↓ 具体化

↓ 具体化

社会情勢に応じた
具体的な対策

既存の各法令等による対策

新たな問題に対する対策

基本理念

青少年の健全な育成の目的

次代を担うべき青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、次代の社会を担うことができるようになること。

青少年の健全な育成の 社会全体での取組

家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員は、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組む必要

青少年の発達段階に応じた配慮

表現の自由に配慮しつつ良好な社会環境を整備し、及び青少年に対し必要な支援を行うよう努める等青少年の発達段階に応じた必要な配慮が必要

家庭等の機能の発揮 についての配慮

家庭及び学校が青少年を健全に育成する機能を十分に発揮することができるよう配慮することが必要

責務

国

基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務

地方公共団体

基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務

保護者

親権を行う者、未成年後見人その他の青少年の保護者は、青少年の人間形成にとって基本的な役割を担うことに鑑み、基本理念にのっとり、その保護する青少年を健全に育成すべき第一義的責任を有することを自覚し、その育成に努めなければならない。

国民

国民は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に努めなければならない。

事業者

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、国又は地方公共団体が実施する施策に協力し、その供給する商品又は役務が青少年を取り巻く社会環境に悪影響を及ぼすことがないようにする等青少年の健全な育成に努めなければならない。

↓ 基本理念・責務に基づいて

国民的な広がりをもった一体的な取組として施策を推進

- ⇒ 大綱の策定等による総合的かつ有機的な施策の推進
- ⇒ 行政組織等の整備
- ⇒ 人材の養成等

要 望 書

要 旨

「青少年健全育成基本法」を制定し、青少年育成国民運動推進体制の確立をお願いしたい。

要望の骨子

- 1、「青少年健全育成基本法」を制定して、青少年育成が国民的課題であり、国の責務であることを明確にし、その上で、育成の為の「大綱」を定め、それを実現するための「基本計画」を策定すると共に、国・都道府県に「青少年対策本部」を設置して、その実施に取り組まれない。
- 2、行政だけで国民運動の展開は困難であることから、青少年育成に関わる団体（法人）や企業を結集して「（仮称）青少年健全育成国民協会」を組織して、官民一体となった運動を推進することとし、その拠点となる体制（人・物・金）を整備願いたい。
その母体に全国青少年育成県民会議連合会と全日本青少年育成アドバイザー連合会が入ることも配慮されたい。
- 3、これに付随して、現存している青少年育成都道府県民会議並びに市町村民会議もこの協会に繋がる組織にすることを考慮されたい。

趣 旨

（青少年の現状）

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、人間関係づくり能力の低下、親子関係の希薄化が指摘されています。

また、就職しても短期間で離職し、職場を転々とするため、その企業の原動力となる意欲・知識や技術は獲得しにくく、発展途上国の旺盛な労働意欲に押され、貧困率の増加ともあいまって、我が国の将来に不安の影を落としています。

更に、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき問題が山積しており、取組むべき課題が多くあります。

（国民運動の現状）

かつて「①青少年が次代の日本を担うものとしてその誇りと責任を自覚し、その輝かしい未来を自ら開き、希望に満ちて生きるよう②親や青少年を指導する立場にある者は勿論、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成に努めるよう③政府及び公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその成果をあげるよう」、国民運動を展開しようとして立ち上げた、青少年育成国民会議も、行政改革の流れに対応できず、解散を余儀なくされてしまいました。

幸いにも、府県民会議と市町村民会議は、全国組織を失った今でも、弱体化しつつはありますが、運動を続けています。しかし、このまま放置すれば、いずれ消滅してしまいます。

今一つ、国民会議が青少年育成の指導者として養成した「青少年育成アドバイザー」も養成講座ができなくなり、任意団体の全日本青少年育成アドバイザー連合会に限られた財源の中で細々と後継者養成を引継いでいるのが現状です。

（施策の現状）

現在、子ども・若者支援法で青少年問題への対策が行われていますが、国民会議が目指した、官民一体となった健全育成のための国民運動ではなく、中心的な対象者は、「支援の必要な子ども・若者で、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者」であります。

心身ともに健全で、世界や我が国の中で逞しく生き抜く力を持った青少年をどのように育成するか、といった施策や運動にはなっていません。

また、青少年問題は社会の縮図であり、大人社会の問題あるとの視点がなく、大人が姿勢を正して青少年の手本になろうという、国民運動にもなっていません。青少年の健全な成長を阻害する社会環境も益々増大しており、憂慮に耐えません。

（要望の本旨）

これら、青少年の健全育成に関する諸問題を、国民的課題をして深刻に受け止め、次代を担う青少年の育成が、国の責務であることを、明確にして、早急に「青少年健全育成基本法」を制定し、日本の青少年としての誇りと責任を持ち、逞しく生き抜く力を備えた青少年を育成する為に、強力な国民運動の推進体制の整備を切に要望するものであります。

平成28年 月 日

様

全日本青少年育成アドバイザー連合会

会 長 山 本 邦 彦

青少年健全育成基本法（試案）

次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎である。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取組が様々な分野において進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

もとより、青少年をめぐる問題は、大人の社会の反映であり、この社会に生きる全ての大人がその責任を共有すべきものである。そして、青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的な広がりをもった一体的な取組が不可欠である。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（青少年の健全な育成の目的）

第一条 青少年の健全な育成は、次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。

（青少年の健全な育成の社会全体での取組）

第二条 青少年の健全な育成については、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員は、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組まなければならない。

（青少年の発達段階に応じた配慮）

第三条 青少年の健全な育成については、表現の自由に配慮しつつ社会環境を整備し、及び青少年に対し必要な支援を行うよう努める等青少年の発達段階に応じた必要な配慮がなされなければならない。

（家庭等の機能の発揮についての配慮）

第四条 青少年の健全な育成に関する施策を講ずるに当たっては、家庭及び学校が青少年の健全な育成において果たすべき役割の重要性に鑑み、家庭及び学校が青少年を健全に育成する機能を十分に発揮することができるよう配慮しなければならない。

（国の責務）

第五条 国は、前各条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の責務)

第七条 親権を行う者、未成年後見人その他の青少年の保護者は、青少年の人間形成にとって基本的な役割を担うことに鑑み、基本理念にのっとり、その保護する青少年を健全に育成すべき第一義的責任を有することを自覚し、その育成に努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、国又は地方公共団体が実施する施策に協力し、その供給する商品又は役務が青少年を取り巻く社会環境に悪影響を及ぼすことがないようにする等青少年の健全な育成に努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 国は、青少年の健全な育成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二章 青少年の健全な育成に関する施策の基本

(社会全体での取組としての施策の推進)

第十一条 青少年の健全な育成に関する施策は、基本理念にのっとり、国、地方公共団体その他関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下に、国民的な広がりをもった一体的な取組として推進されなければならない。

(総合的かつ有機的な施策の推進)

第十二条 国は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策につき、その大綱を策定すること等により、総合的かつ有機的に推進するものとする。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、当該地方公共団体の区域の特性に応じた青少年の健全な育成に関する施策につき、その計画を策定すること等により、当該地方公共団体における関係行政機関相互の密接な連携の下に、総合的かつ有機的に推進するものとする。

(行政組織等の整備)

第十三条 国は、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ有機的に推進するため必要となる行政組織の整備に努めるものとする。

2 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域の特性に応じ、青少年の健全な育成に関する施策を推進するため必要となる行政組織その他の体制の整備に努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援等)

第十四条 国は、青少年の健全な育成に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、青少年の健全な育成に関する施策を円滑に実施するため、相互に協

力するように努めるものとする。

(人材の養成等)

第十五条 国及び地方公共団体は、青少年の健全な育成に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

※上記のほか、附則等の規定を設ける。

要 望 書

要 旨

「青少年健全育成基本法」を制定し、青少年育成国民運動推進体制の確立をお願いしたい。

要望の骨子

- 1、「青少年健全育成基本法」を制定して、青少年育成が国民的課題であり、国の責務であることを明確にし、その上で、育成の為の「大綱」を定め、それを実現するための「基本計画」を策定すると共に、国・都道府県に「青少年対策本部」を設置して、その実施に取り組まれない。
- 2、行政だけで国民運動の展開は困難であることから、青少年育成に関わる団体（法人）や企業を結集して「(仮称) 青少年健全育成国民協会」を組織して、官民一体となった運動を推進することとし、その拠点となる体制（人・物・金）を整備願いたい。

その母体に全国青少年育成県民会議連合会と全日本青少年育成アドバイザー連合会が入ることも配慮されたい。

- 3、これに付随して、現存している青少年育成都道府県民会議並びに市町村民会議もこの協会に繋がる組織にすることを考慮されたい。

平成 年 月 日

責任者 連絡先

〒682-0144 鳥取県東伯郡三朝町大字西小鹿 834-1

全日本青少年育成アドバイザー連合会 会長 山本 邦彦

Tel/fax 0858-43-2013 携帯 090-4807-9019